

## 議 事 日 程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について                         |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について                              |
| 日程第 3  |         | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                      |
| 日程第 4  | 同意第 1号  | 副町長の選任について                             |
| 日程第 5  | 議案第 1号  | 表彰について                                 |
| 日程第 6  | 議案第 2号  | 遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について           |
| 日程第 7  | 議案第 3号  | 遠軽町子ども・子育て会議条例の制定について                  |
| 日程第 8  | 議案第 4号  | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について          |
| 日程第 9  | 議案第 5号  | 遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 6号  | 遠軽町デイケアセンター条例の一部改正について                 |
| 日程第 11 | 議案第 7号  | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について                   |
| 日程第 12 | 議案第 8号  | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について      |
| 日程第 13 | 議案第 9号  | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について                    |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について                   |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 遠軽町中小企業融資条例の一部改正について                   |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 工事請負契約の締結について                          |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 財産の取得について                              |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）                 |
| 日程第 19 | 議案第 15号 | 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）           |
| 日程第 20 |         | 一般質問                                   |
| 日程第 21 | 意見案第 1号 | 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書            |
| 日程第 22 | 意見案第 2号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書             |
| 日程第 23 | 意見案第 3号 | 平成26年度地方財政の確立を求める意見書                   |
| 日程第 24 |         | 特別委員会の設置について                           |
| 日程第 25 |         | 特別委員の選任について                            |
| 日程第 26 |         | 議員派遣について                               |

## 平成 2 5 年 第 7 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |         |           |                                       |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名について                        |
| 日程第 2   |           | 会期の決定について                             |
| 日程第 3   |           | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                     |
| 日程第 4   | 同意第 1 号   | 副町長の選任について                            |
| 日程第 5   | 議案第 1 号   | 表彰について                                |
| 日程第 6   | 議案第 2 号   | 遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について          |
| 日程第 7   | 議案第 3 号   | 遠軽町子ども・子育て会議条例の制定について                 |
| 日程第 8   | 議案第 4 号   | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について         |
| 日程第 9   | 議案第 5 号   | 遠軽町の歳入金督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 号   | 遠軽町ダイケアセンター条例の一部改正について                |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 号   | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について                  |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 号   | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について     |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 号   | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について                   |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について                  |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町中小企業融資条例の一部改正について                  |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 2 号 | 工事請負契約の締結について                         |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 3 号 | 財産の取得について                             |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）           |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）     |

---

#### ◎出席議員（16名）

《平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日》

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（1名）

6番 山田和夫君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	伊藤雅彦君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	水道課長	岸野博美君
会計管理者	小野寺健君	保育課長	菊地隆君
丸瀬布総合支所長	小谷英充君	白滝総合支所長	荒井正教君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
社会教育課長	中村哲男君	総務課参事	藤本陽一君
社会教育課参事	大貫雅英君	総務課主幹	小野寺宏君
監査委員事務局長	舟木淳次君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君		

◎議会事務局職員出席者

《平成25年12月10日》

事務局 長 太 田 守 君      事務局 主 幹 河 本 伸 二 君  
庶務・議事担当係長 小 玉 美 紀 子 君

《平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日》

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成25年第7回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、山田議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの説明者、監査委員の平成25年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第20までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、阿部議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成25年第7回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月5日午後1時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月11日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月12日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成25年第7回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議案の御審議を願う前に、改めて遠軽町の理事者として所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は10月の町長選挙におきまして、「元気で愛情あふれるまちづくり」を訴え、多くの町民の皆様の温かい御支援をいただき、遠軽町長に就任させていただきました。これまでの1期4年間における町政運営に対し、町民並びに議員の皆様のお協力を感謝申し上げますとともに、初心を忘れることなく、これまで積み重ねた経験を生かし、みずからが先頭に立ち、町民の皆様のお期待に応えられるよう、全身全霊、全力で町政運営に取り組む所存でございます。

さて、現在の我が国は、急速な少子高齢化、情報化社会の進展や長期にわたる経済の低迷、国、地方を合わせた借金が1,000兆円にも達するという財政状況、また、忘れることのできない東日本大震災と、これに続く原発事故による日本のエネルギー問題、さらに、近隣諸国との領土、領海等の問題や、特に北海道にとって大きな影響のあるTPP参加交渉などの対応といった喫緊の課題があります。さらに、日本の人口は平成60年には1億人を割り、そのわずか9年後には9,000万人を割り込むとの推計が出され、人口減少はもはや地方の問題ではなく、少子高齢化とあわせ、簡単には解決できない日本の大きな問題であり、遠軽町も同様の流れの中にあります。

《平成25年12月10日》

一方では、地方分権が叫ばれ、長い年月がたっておりますが、地方自治体運営は国の動向に大きく左右されているというのも現実の姿です。

このような中、私たちの遠軽町は、平成17年10月に厳しい財政状況の4町村が合併し、早くも8年が経過したところです。私は、遠軽町の町づくりに重要なことは、一人でも多くの方が同じ遠軽の町民として意識を共有できる一体感の醸成であり、同じ目線で、ともに町づくりに取り組むことが大切であると考えていたことから、4年前の町長に就任以来、町内各地域に足を運び、各界各層の皆様との対話、交流を通じ、地域ごとの状況等を肌で感じてまいりました。そして、この4年間、遠軽町のあらゆる事業の基礎となる財政基盤の強化に積極的に取り組み、長年の課題であった福祉センターの改築問題、緑の園、花の苑といった老人福祉施設整備の課題解決を進めてまいりました。遠軽町のセールスマンとして、さまざまなパイプを築いた中から、遠軽町を虫の目だけではなく、鳥の目で見ると多くの機会も得ることができました。

私は、この4年間の貴重な経験を生かし、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断を持ち、町民の皆様とともに今後の町づくりを推進する決意です。また、ともに町民の皆様から負託を受け、これからの4年間の町政運営を担うこととなった遠軽町議会議員の皆様と、相互の役割を尊重し、課題を乗り越え、真に遠軽町のため互いに協力して、町民の信頼と期待に応えてまいりたいと考えておりますので、御協力と御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

これから4年間にわたって町政の責を担うに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

私の考える町づくりの基本は、1番目に「元気あふれるまちづくり」、2番目に「愛情あふれるまちづくり」、3番目に「未来につなぐまちづくり」、4番目に「みんなで創るまちづくり」、5番目に「自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくり」です。私の基本政策は、これまで同様、変わることはありません。この五つを柱として、町づくりに情熱と経験を生かして取り組んでまいります。

1番目の「元気あふれるまちづくり」については、基幹産業である1次産業などの振興を図ります。北海道、とりわけ私たちの住むこの地方は、農林業の上に各産業が成り立っております。そこに雇用が生まれ、一定の人口規模を確保していることから、商業や医療、教育機関を初めとする公的機関等も存在して経済が成り立っております。ふだん口にしていく農産物は、これら農業生産者により生まれ、当たり前で飲んでいる水も、山林の持つ多面的機能の恩恵を多大に受けているものです。しかしながら、TPP参加交渉の動向によっては、基盤である1次産業の形態が大きく変化することも考えられ、交渉結果等によっては、地域の存立にも大きな影響を与えるものであることから、TPP参加交渉の動向も見きわめながら、より広域的・効率的に、近隣町村、関係機関等ともしっかり連携し、農林業の振興に当たってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、近年増加したエゾシカによる農作物被害が問題となって

いたことから、侵入防止柵設置を農家負担ゼロで実施したところですが、農地のみならず市街地にも出没している状況もあり、さらなる対策を講じてまいります。

観光につきましては、東日本大震災や天候等の影響を受けた4年間でありましたが、今後とも関係機関と連携を図り振興に努めますとともに、国内外に観光情報を発信し、流入人口の増加に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、今後も地域で生産された安全で安心できる農産物が当地域で消費されるよう努めてまいりますとともに、農産物が遠軽ブランドとなるよう、農作物栽培奨励事業として、従来のアスパラ、枝豆に、ニンニクを新たに加えたところがありますが、今後もブランドの育成を図り、情報の発信をしてまいります。

さらに、女性農業団体に6次産業化等の研究も含めた活動に支援するとともに、民間団体が参画した地域産業振興の初の事業である、地場農産物を使用した愛食フェア等を今後も引き続き支援してまいります。

また、農産物のみの考え方ではなく、町の工事などの事業実施においても、地場産品、地場生産材の積極的な活用を推進してまいります。

雇用の創出及び地域経済の発展に不可欠な企業振興の促進につきましては、企業立地の誘致はもちろんのこと、地元企業の発展のため、企業を新設、移転及び増設の際に助成する支援を行ってまいります。なお、店舗改装等費用助成につきましては、町村合併後、遠軽地域を助成対象から除外しておりましたが、本年、地域枠を撤廃したところ、新規の出店があったところです。

今後、工場等の設備拡張を支援する遠軽町企業振興促進条例並びに小売店舗等の近代化を支援する遠軽町商工業振興条例の適用期限が来年3月末となっていることから、現下の経済情勢を鑑み、期限を延長してまいります。また、企業経営の安定化を図るため、遠軽町中小企業融資条例に基づく運転及び設備資金の融資額を引き上げるとともに、商工業融資利子補給事業を引き続き実施してまいります。

プレミアム商品券につきましては、経済効果のあったプレミアム建設券も含め、状況や時期を判断した上で実施を検討いたします。

市街地中心部における街灯の一部LED等の交換については、マイマイガ対策としても効果があり、今後も補助事業等の活用により順次交換し、省エネ化に取り組めます。

簡易水道事業につきましては、生田原・安国地区における水道の水量、水質等の現状に鑑み、新たな配水池の建設等に着手し、一般家庭はもとより保健医療施設、福祉施設に安定した水を供給します。あわせて、来年度以降、下水処理対策に係る整備事業に着手いたします。

経済の活性化につきましては、創意・工夫を図りながら、商工業の振興が促進されるようチャレンジし、遠軽町を物心ともに住みよい町とするため、地域力を結集して暮らしの満足感を高めてまいります。

2番目の「愛情あふれるまちづくり」については、子育て支援などを強化し、誰もが安



安心して暮らせる町づくりを目指してまいります。遠軽町は医療機関等も多く、安心して住める町ですが、お年寄りや障がいをお持ちの方、子供を産み育てる方が安心して暮らせるような対策を引き続き講じてまいります。

老人福祉施設関係については、長年の懸案事項でありました養護老人ホーム緑の園の建てかえが本年2月に終了し、供用を開始しており、さらに特別養護老人ホーム花の苑も現在建てかえを実施中であり、来年2月に供用を開始する予定です。今後も高齢化に対応した施設の建設については、関係機関と協議しながら進めてまいります。

子育て支援につきましては、中学校までの入院の医療費助成、中央幼稚園認定保育所整備支援、ゼロ歳児保育の充実などを実施してまいりましたが、引き続き、子育てのしやすさ、誰もが安心して暮らせる町にしていまいります。

医師不足につきましては、地方共通の課題であり、簡単に解決できるものではありませんが、引き続き、国、道、関係機関等と連携し努力してまいります。

公営住宅の建設につきましては、遠軽地域はふくろ団地、生田原地域は栄行団地、丸瀬布地域はやまなみ団地について継続して整備するとともに、白滝地域においては、中断していたあけぼの団地の建てかえを、財政状況を勘案しながら進めてまいります。

防災対策につきましては、平成23年に初の総合防災訓練を関係機関の御協力により実施し、本年2回目となる総合防災訓練を実施したところであり、東日本大震災の教訓から、災害時相互応援に関する協定を茨城県笠間市、和歌山県田辺市、京都府綾部市と締結しました。また、災害対策用に排水ポンプ車を購入するとともに、遠軽町東町地区の水害対策として、生田原川に分水する中央幹線排水路分水工整備工事等の防災対策を講じており、今後も住民の安全を確保するため、防災対策をしっかりと実施し、万が一に備えてまいります。

3番目の「未来につなぐまちづくり」については、子供たちは将来の遠軽町を担う宝であり、明日への活力の源泉です。特に、ここ数年の遠軽町の子供たちの活躍は目を見張るものがあり、これは、まさに子供たちの頑張りはもちろんのこと、関係する皆様の努力のたまものです。

教育は、遠軽町を代表する一つの顔であると考えており、引き続き、子供たちを教育する現場の教員の資質を一層向上させるための研修を推進し、クラブ活動等を支援するとともに、校舎の耐震化やスポーツ施設等の充実、教材教具の整備など、教育環境をさらに整え、教育力の向上を図ります。また、各種スポーツ大会や合宿の誘致活動を積極的に行い、交流人口の拡大とともに、各種教室の開催により子供たちのレベルアップを図ります。遠軽町の子供たちは、遠軽町の人力を結集してしっかりと育ててまいります。

老朽化した福祉センターの建てかえ、長年の懸案事項である文化センターの建設につきましては、さまざまな検討を加えた結果、総合的に判断し、最終的に老朽化した福祉センターの建てかえを基本とする方向で考えを固めたところです。なお、施設の位置、規模、建設時期等については、今後、議会、関係諸団体とも協議しながら進めてまいりたいと考

えているところです。

4番目の「みんなでつくるまちづくり」については、町の発展は行政の力だけではなく、町民の皆様が必要です。老朽化した福祉センターの建てかえ、文化センターの建設に係る文化センター等考える会は、まさに大きな問題について住民がみずから運営し、責任を持ち、考えをまとめた意義のある試みです。今後も、町民の皆様と意見を交換しながら町づくりを進めるため、住民参加を適宜進めてまいります。

私たちは、平成17年10月に厳しい財政状況の4町村が合併し、遠軽町をスタートさせましたが、合併したことにより失うものもありましたが、合併したからできたことも数多くありました。町を守り、発展させるためのさまざまな政策、施策を実行するには、財政基盤がしっかりとしていなければなりません。もし、財政破綻に陥るようなこととなれば、町が大きくなった分、立ち直りには大きな犠牲が必要になります。今後も財政基盤を確立し、しっかりとした財政運営に努めてまいります。

私は、この4年間、再び合併以前のような財政状況を招かないため、財政基盤を安定させ、町のポイントをしっかりと守ることに多くの力を注いだところであり、その一つが、私みずからが動き、他の市長、町長に働きかけ、合併特例債の期限延長活動を行ったところです。長い期間がかかりましたが、多くの方の御協力により、その延長が認められることとなり、遠軽町の将来に向け大きな財源を確保することができました。現在、私が会長を務めております北海道合併市町連携会議では、合併自治体に対する国の支援について活動しているところであり、その活動が全国的に波及し、国において、現在、さまざまな動きが出ているところです。この活動の結果によっては、遠軽町の将来にはかり知れない影響を及ぼすものであることから、今後も最重要活動の一つとして取り組んでまいります。

5番目の「自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくり」については、現在、国において防衛大綱及び中期防衛力整備計画の策定が進められており、自衛隊の削減等の動向は予断を許さない状況であることは間違いありません。現在、陸上自衛隊の定員について、昭和51年に策定された大綱の18万人を、今年度末には約15万9,000人、それをさらに約5,000人減じた15万4,000人にするという動きに反対しており、今年度末の定員の確保を要望しているところです。

町の経済、教育、医療、地域活動を支えるとともに、災害出動など遠軽町のみならず近隣町村にも欠かすことのできない自衛隊駐屯地の存置活動は、今後も最重要課題の一つとして、存置増強に向け町一体となり積極的に活動するとともに、音楽隊などの各種諸活動を積極的に支援してまいります。これらの産業政策、福祉・医療政策、教育政策、自衛隊や財政等に関する政策は、国などの政策とも互いに関連しており、複雑な方程式となって、町の雇用、経済、人口にも影響してきます。私は、これらの政策をバランスよく実行し、雇用を守り、人口減少のカーブを少しでも緩め、町の経済、暮らしを守っていきます。

以上、私の考える町づくりの一端を申し上げました。

《平成25年12月10日》

この地域は、先人の偉大な功績のもと、厳しい自然環境の中、幾多の苦難を乗り越え、人々の英知と努力の結集により、今日まで歴史を刻み続けてまいりました。近年から現在まで、遠軽町は、この地方の中心地の一つとして発展してきました。私は、町民の皆様とともに手を携えて、中心地としての役割を持った遠軽町の未来を、ともに力を合わせて切り開いていきたいと思っております。町民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、第6回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

自衛隊関係についてであります。新しい防衛大綱が年末に決定されることから、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、11月5日に駐屯地及び第2師団司令部、12日に北部方面総監部、13日には防衛省、国会議員に対して、駐屯地の部隊増強並びに存置について強く要望をしてまいりました。また、11月19日には、道北地域陸上自衛隊第2師団地域市町村として、さらには、同日午後からは、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会において、道北地域及び北海道における自衛隊の体制強化が新しい防衛大綱及び中期防衛力整備計画に確実に組み込まれるよう、防衛省、国会議員及び関係機関に対し強く要望したところであり、要望趣旨は十分に認識していただいたと感じております。

次に、児童死亡に係る損害賠償請求事件につきましては、11月19日に第2回口頭弁論が開かれ、控訴審が結審し、判決期日が12月26日となりましたが、同時に、裁判長から和解勧告があったところです。今後、遠軽町としましては、和解のための協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、11月21日には、北海道合併市町連携会議として、普通交付税の算定の特例となる合併算定がえが、合併後10年の特例期間終了後、段階的に減額されることについて、地方交付税制度の見直しにおける合併市町村の財政需要に関する要望を国に行ってまいりました。要望内容は、市町村合併に伴う課題等の解決に向け、その必要経費に対する財政措置を求めるもので、新藤義孝総務大臣、伊藤忠彦総務大臣政務官、自由民主党北海道支部連合会長伊東良孝衆議院議員、合併算定額替終了後の新たな財政支援措置を実現する議員連盟会長衛藤征士郎衆議院議員及び総務省自治行政局長などの要職の方に、直接、要望活動を行い、同制度について前向きに検討されていることなどをお聞きすることができ、充実した要望活動になったと感じております。

ここで、先日の新聞報道にありました職員の不祥事の件についてであります。公務外ではあります。職員として不適切な行為があったことにより懲戒処分を行ったものでありまして、議会並びに町民の皆様がこの場をおかりし、深くおわびを申し上げます。職員に対しましては、再発防止に努めるとともに、町民の皆様の信用を失うことのないよう指導を徹底してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号副町長の選任については、遠軽町副町長廣井澄夫氏が平成25年12月16日をもって任期満了となるため、後任の副町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるも

《平成25年12月10日》

のです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更については、障害者自立支援法の一部改正に伴い、遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、遠軽町子ども・子育て会議を設置するため本条例を定めるものです。

議案第4号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町デイケアセンター条例の一部改正については、遠軽町デイケアセンターひがしを設置するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、本条例を定めるものです。

議題第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正については、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正については、町内中小企業の事業運営に対する融資額を拡大するため、本条例を定めるものです。

議案第12号工事請負契約の締結については、平成25年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）について、議会の議決を求めるものです。

議案第13号財産の取得については、旧遠軽法務総合庁舎を取得するため、議会の議決を求めるものです。

議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて、御説明いたします。

《平成25年12月10日》

歳入については、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、旧遠軽法務総合庁舎購入費、職員用パソコン購入に係る備品購入費、福祉灯油購入費助成事業に係る経費、住宅設備改造支援費の追加、生田原診療所運営費補助金の追加、丸瀬布、白滝歯科診療所業務委託料の追加、エゾシカ囲いわな捕獲事業に係る経費、商工業振興補助金の追加、商店街街路灯整備事業補助金、道営住宅（中央団地）被災住戸復旧工事請負費、安国中学校特別支援教室改修工事請負費、全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会出場に係る社会教育振興補助金の追加、スポーツ合宿増加による社会体育振興補助金追加等に係る経費を計上したところです。

債務負担行為の補正については、高規格道路ロックバレースキー場周辺整備基本設計業務委託の期間を平成25年度から平成26年度までとするものです。

議案第15号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険療養給付費等負担金の確定に伴う返還金等に係る経費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第7回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎日程第4 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号副町長の選任について御説明いたします。

副町長廣井澄夫氏が平成25年12月16日をもって任期満了となるため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町寿町27番地7、氏名、廣井澄夫、生年月日、昭和25年10月25日であります。なお、本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

《平成25年12月10日》

思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号副町長の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時34分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町西町2丁目1番地192、山崎一江様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円、遠軽町南町3丁目4番地312、坂本正俊様から、まちづくり振興資金といたしまして50万円の御寄附をいただいたものであります。以上、2件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成25年12月10日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第2号遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長(松橋行雄君) 議案第2号遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について御説明させていただきます。

本規約は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正に伴い、遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

別紙を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

題名を次のように改める。

遠軽地区障害支援区分認定審査会共同設置規約。

第1条及び第2条中、障害程度区分を障害支援区分に改める。

第11条、障害程度区分認定を削る。

別紙に戻りまして、附則として、第1項、この規約は平成26年4月1日から施行する。

第2項、この規約の施行の際、現に変更前の遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約第4条第1項の規定により任命された遠軽地区障害程度区分認定審査会の委員である者は、この規約の施行の日に、変更後の遠軽地区障害支援区分認定審査会共同設置規約第4条第1項の規定により、遠軽地区障害支援区分認定審査会の委員として任命されたものとみなす。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

《平成25年12月10日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第3号遠軽町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地保育課長。

○保育課長(菊地 隆君) 議案第3号遠軽町子ども・子育て会議条例の制定について御説明いたします。

子ども・子育て支援法に基づき、遠軽町子ども・子育て会議を設置するため、本条例を別紙のとおり定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町子ども・子育て会議条例第1条については、設置の規定でありまして、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、遠軽町に子ども・子育て会議を置くものであります。

第2条については、所掌事務の規定でありまして、会議の所掌事務を子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務とするものであります。

第3条については、組織の規定でありまして、委員は15人以内とし、子供の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者等の方々で組織するものであります。

第4条については、委員の任期の規定でありまして、委員の任期は2年とするほか、補欠委員の任期、再任について規定するものであります。

第5条については、会長及び副会長の規定でありまして、会長及び副会長の選任方法、職務について規定するものであります。

第6条については、議事の規定でありまして、会議の招集、会議の成立等について規定するものであります。

第7条については、庶務の規定でありまして、会議の庶務は民生部保育課で処理するものであります。

第8条については、委任の規定でありまして、この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は町長が定めるものであります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成25年12月10日》



○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町子ども・子育て会議条例の制定については、なお、審査の必要があると思われまので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第4号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第4号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを御説明いたします。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例は、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目的に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願ひます。別紙は消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例でありまして、改正の内容は、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願ひます。

今回の改正につきましては、第1条関係、遠軽町飲料水供給施設給水条例新旧対照表から、第4条関係、遠軽町公共下水道条例新旧対照表までは、それぞれ現行の条例の消費税率及び地方消費税率100分の105を100分の108に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則について説明いたします。

第1項、施行期日とありますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項から第5項までにつきましては、それぞれの条例の経過措置について定めるものでありまして、この条例の施行の日の前から継続して使用する場合には、平成26

《平成25年12月10日》

年4月30日までの間は、なお従前の例によるものであります。したがって、水道料金及び下水道使用料に係る消費税率及び地方消費税率8%の適用は、5月分からとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第5号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会津滞納対策室参事。

○滞納対策室参事（会津靖朗君） 議案第5号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

近年の低金利状況を踏まえ、国税及び地方税について延滞金の割合を引き下げる改正がありました。本案は、地方税法の一部改正等に伴い、別紙のとおり本条例を定めるものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例でありまして、第1条から第9条までの各条例の延滞金の割合を一括して改正いたします。

第1条から第3条までの一部改正については、地方税法と同様の改正をいたします。

第4条から第9条までの一部改正については、第1条の遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例を準用すると改正いたします。この条例は、税外歳入金の徴収方法を定めている条例でありまして、延滞金の割合等を規定しております。

4ページの次にあります参考資料、新旧対照表を御参照願います。

遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例。

第1条関係は、附則第4項、延滞金の割合等の特例の改正でありまして、年14.6%

の延滞金にあっては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合に改正いたします。特例基準割合とは、新たに財務大臣が告示する割合に年1.0%を加算した割合を言います。財務大臣告示の直近の割合を使いますと、特例基準割合が年2.0%になり、この場合の延滞金の割合は、現行の年14.6%から年9.3%に引き下げになります。次に、納期限後1カ月以内の延滞金の割合は、現行特例の年4.3%から特例基準割合に年1.0%を加算した割合に改正いたします。特例基準割合が、先ほどと同様、年2.0%の場合は、現行の年4.3%から年3.0%に引き下げになります。

遠軽町介護保険条例第2条関係は、附則第7項の改正であります。

次のページをお願いします。

遠軽町後期高齢者医療に関する条例。

第3条関係は、附則第4項の改正であります。第2条、第3条関係は、遠軽町歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例第1条関係の改正と同様でございます。

以下、この条例を町歳入金延滞金徴収等条例と略して説明いたします。

遠軽町道路占用料徴収条例第4条関係は、現行第9条第1項に延滞金の徴収、第2項に延滞金の割合が規定されています。改正後は、延滞金の徴収については町歳入金、延滞金徴収等条例の規定を準用するといたします。ただし、この条例の上位法であります道路法に、条例で定める延滞金の割合の上限は年14.5%と規定されていますので、読みかえ規定を加えております。

遠軽町町営住宅管理条例第5条関係は、現行第19条第2項に延滞金の徴収及び割合、第3項に延滞金の減免が規定されています。改正後は、町歳入金、延滞金徴収等条例の規定を準用し、督促手数料及び延滞金を徴収することができることといたします。また、第3項の延滞金の減免規定は同条例の規定にありますので、第3項を削り、第4項を第3項に繰り上げるものといたします。

遠軽町公共下水道受益者負担金条例第6条関係は、現行第10条第1項に延滞金の徴収及び割合、第2項に督促、延滞金の徴収、滞納処分の準用法令、第3項に延滞金の減免が規定されています。改正後は、見出しに督促を加え、督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、町歳入金、延滞金徴収等条例の規定を準用するといたします。ただし、この条例の上位法であります都市計画法に、条例で定める延滞金の割合の上限は年14.5%と規定されていますので、読みかえ規定を加えております。

次のページをお願いします。

遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金条例第7条関係は、現行第6条第1項に延滞金の徴収及び割合、第2項に督促延滞金の徴収、滞納処分の準用法令、第3項に延滞金の減免が規定されています。改正後は、見出しに督促を加え、督促、延滞金の徴収、滞納処分等については町歳入金、延滞金徴収等条例の規定を準用するといたします。

遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例第8条関係は、現行第10条の規定は前

条第7条関係と同様でありまして、第7条関係と同様の改正をいたします。

遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例第9条関係は、現行第7条見出し、延滞金を、督促、延滞金徴収、滞納処分等に改め、現行旧条例のまま規定されている遠軽町督促手数料及び延滞金徴収条例を、現条例の町歳入金、延滞金徴収等条例に改正いたします。

次に、附則の施行期日等について御説明いたします。

別紙の3ページに戻りまして、施行期日は平成26年1月1日からといたします。

次のページをお願いします。

第2項に経過措置を規定しまして、この条例による改正後の延滞金の特例に係る規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるといたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第6号遠軽町ダイケアセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第6号遠軽町ダイケアセンター条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、遠軽町ダイケアセンターひがしを設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町ダイケアセンター条例の一部を改正する条例。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条の表に、次のように加える。

《平成25年12月10日》

表中、名称の欄に、遠軽町デイケアセンターひがし。位置の欄に遠軽町大通北4丁目2番地95を加える。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で、説明終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町デイケアセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第11 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

これは、法律の適用対象が、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者について拡大されたことに伴い、改めるものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、遠軽町町営住宅管理条例新旧対照表によりまして御説明いたします。

《平成25年12月10日》

第6条第2項第4号、入居者の資格は「保護」を「保護等」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に、それぞれ改めるものです。

続いて、同号アは、配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号、配偶者暴力防止等法第5条及び同号イは、配偶者暴力防止等法第10条第1項それぞれの次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加えるものでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成26年1月3日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、公共下水道事業の計画区域の見直し及び行政人口の減少、汚水の量や水質の変化などに伴う需要予測等の見直しにより、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正につきましては、現行の条例の第2条第3項に規定するそれぞれの処理区の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を改めるものでありまして、第1号の遠軽処理区について、排水区域面積は620ヘクタールを732ヘクタールに、排水人口は1万6,620人を1万5,900人に、1日最大処理能力は9,200立方メートルを7,900立方メートルに改めるものであります。

第2号の丸瀬布処理区について、排水区域面積は94ヘクタールを96.1ヘクタールに、排水人口は1,900人を1,200人に改めるものであります。

第3号の白滝処理区について、排水区域面積は61ヘクタールを56.2ヘクタールに、排水人口は1,000人を480人に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則について説明いたします。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、計画区域について御説明いたします。

新旧対照表の次のページをお開き願います。

1ページの遠軽処理区については、太線の範囲が計画区域でありまして、グレーの箇所が拡大区域であります。主な拡大区域は豊里東町地区学田団地、学田工場適地であります。

次のページ、丸瀬布処理区は、やまなみ団地を計画区域に加えたものであります。

3ページの白滝処理区は、温泉地区を計画区域から除いたものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第9号から日程第15 議案第11号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正について、日程第14 議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正について、日程第15 議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正について、以上、議案3件は関連がありますので、一活して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） それでは、議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町商工業振興条例の一部改正につきましては、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期限を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例。

遠軽町商工業振興条例の一部を次のように改正するものであります。改正内容につきましては、別紙、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは、遠軽町商工業振興条例の第3条を抜粋いたしました新旧対照表であります。

条例第3条第1号中に規定されております適用期間につきましては、平成26年3月31日をもって効力を失いますことから、これを平成30年3月31日までの4年間延長するものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町企業振興促進条例の一部改正につきましては、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

遠軽町企業振興促進条例の一部を次のように改正するものであります。改正内容につきましては、別紙、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは、遠軽町企業振興促進条例の第3条を抜粋いたしました新旧対照表であります。

条例第3条第1項第2号中に規定されております適用期間につきましては、平成26年3月31日をもって効力を失いますことから、これを平成30年3月31日までの4年間延長するものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町中小企業融資条例の一部改正につきましては、町内中小企業の事業運営に対する融資額を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町中小企業融資条例の一部を改正する条例。

遠軽町中小企業融資条例の一部を次のように改正するものであります。改正の内容につきましては、別紙、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

《平成25年12月10日》



す。

これは、遠軽町中小企業融資条例の第7条を抜粋した新旧対照表であります。

条例第7条第3号中に規定しております融資額につきましては、現行1企業につき1,000万円から1,500万円に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。質疑は各案件ごとに行います。

これより、議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第12号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長(岩山靖彦君) 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成25年度向遠軽開拓道路道路改良工事(国債)であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額6,372万円であります。

契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組代表取締役渡辺博行であります。

この工事につきましては、11月25日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社渡辺組が6,372万円で落札しております。入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表2枚目の表43番に記載しておりますので、御参照を願います。

なお、株式会社渡辺組とは同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成26年10月31日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第13号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第13号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、建物、旧遠軽法務総合庁舎でありまして、所在、遠軽町1条通北2丁目3番地45、構造、鉄筋コンクリート造一部2階建て、床面積、705.14平方メートルであります。

取得の目的は、庁舎として使用するためであります。

取得価格は1,029万円以内であります。

取得の相手方は、財務省であります。

本議案の取得する財産の概要につきましては、企画課のほうから説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） この建物につきましては、平成6年10月に建設された建物でございまして、築19年が経過してございます。平成15年3月に法務局遠軽出張所が北見支局に統合となりまして、その後、2階を使用しておりました検察庁が平成23年3月に町内の別の庁舎に移転したことから、同年4月より未使用となっております建物でございまして。また、この建物が建設されております土地につきまして御説明を申し上げたいと思います。この土地なのですけれども、面積が1,824.75平方メートル、約553坪でございます。この土地につきましては、遠軽町より、昭和26年に国に対し特定の用途に供する目的で寄与した財産であるため、国が当該用途を廃止した場合におきまして、国有財産特別措置法第5条によりまして譲与することができることになってございます。したがって、今回建物購入とあわせまして、無償で譲渡されますので御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成25年12月10日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号及び日程第19 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第19 議案第15号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上、議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,645万円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億71万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第2表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第3表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に5,004万5,000円追加し、総額を71億9,854万5,000円とするものです。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料に781万2,000円追加し、総額を4億5,990万5,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に81万2,000円追加、2項国庫補助金に10万円追加、3項委託金に42万円追加し、総額を9億5,770万7,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に329万1,000円追加、2項道補助金に130万円追加し、総額を6億1,684万9,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に297万円追加し、総額を3,607万5,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に970万円追加し、総額を15億3,070万円とするものです。

これによりまして、歳入合計138億2,426万円に7,645万円追加し、総額を139億71万円とするものです。

2ページをお開き願います。

《平成25年12月10日》

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,610万8,000円追加、2項徴税費に40万円追加し、総額を30億6,638万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,464万円追加、2項児童福祉費に168万5,000円追加し、総額を26億5,146万2,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に1,014万6,000円追加し、総額を12億5,228万2,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に302万2,000円追加し、総額を3億4,438万9,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に338万円追加し、総額を3億8,094万9,000円とするものです。

8款土木費につきましては、6項住宅費に304万5,000円追加し、総額を19億1,223万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、3項中学校費に162万8,000円追加、4項学校給食費に99万7,000円追加、5項幼稚園費に39万9,000円追加、6項社会教育費に50万円追加、7項保健体育費に50万円追加し、総額を10億7,841万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計138億2,426万円に7,645万円追加し、総額を歳入歳出同額の139億71万円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正について御説明いたします。

高規格道路ロックバレースキー場周辺整備基本設計業務委託料は、旭川紋別自動車道の(仮称)遠軽豊里インターチェンジの整備に合わせ、インターチェンジの設置予定地となるロックバレースキー場周辺の整備に係る基本設計を作成するものです。期間は平成25年度から平成26年度とし、限度額を600万円とするものであります。

なお、参照資料につきましては、36ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、第3表、地方債補正について御説明いたします。

起債の目的は庁舎改修事業であり、限度額970万円を設定するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

なお、参照資料につきましては、37ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の、1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成25年12月10日》

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、旅券事務事業33万6,000円につきましては、北海道から権限移譲を受け実施しているパスポート交付事務の窓口端末機が製造中止となり、保守業務も本年度限りで終了することから、保守業務を行っている別メーカーの端末機器を購入するものであります。

5目財産管理費、財産管理一般経費1,029万円につきましては、教育委員会の庁舎として使用するため、旧遠軽法務総合庁舎を取得するものであります。財源は合併特例債970万円であります。

8目交通対策費、バス路線事業47万9,000円につきましては、町内循環バス及び遠軽キララン清里線の乗客数減少に伴う補助金の追加であります。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業2,203万3,000円につきましては、パソコンの基本ソフト、ウィンドウズXPのサポートが来年4月で終了するのに伴い、職員用パソコン210台を更新するものであります。

15目基金運営費、基金運営事業297万円につきましては、指定寄附金12件249万円、ふるさと納税寄附金66件48万円によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

2項徴税費2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費40万円につきましては、平成24年度に予定納税された法人町民税の還付及び個人の過年度分確定申告による道町民税の還付などが増加したことによる追加であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1、福祉灯油購入費助成事業1,292万円につきましては、灯油単価の高どまりにより、冬期間の生活に深刻な影響を及ぼす所得の低い高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯に対して、灯油購入費の一部を助成することにより、これら世帯の負担軽減と生活の安定を図るものであります。通信運搬費92万円は、案内通知と助成券送付にかかる郵券代、福祉灯油購入費助成金1,200万円は、1世帯当たり6,000円を2,000世帯分計上するものであります。2、国民年金事業42万円につきましては、国民年金法の改正により保険料免除の遡及期間が平成26年4月から拡大されるのに伴うシステム改修であります。財源は、全額国庫支出金であります。

3目高齢者福祉費、高齢者住宅改造助成事業100万円につきましては、住宅設備改造支援費を当初予算で400万円見込んでいましたが、10月末現在で9件、356万2,000円であるため、今後、予算に不足が見込まれることから追加するものであります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業30万円につきましては、げんき21機械室の真空ヒーター等の修理により、予算に不足が見込まれることから、修繕料に30万円を追加するものであります。

2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業131万円につきましては、児童数の増及び対象区分の変更により、扶助費を追加するものであります。財源については、国庫支出金81万2,000円及び道支出金24万6,000円であります。

《平成25年12月10日》

5目保育諸費、保育所運営事業37万5,000円に係る費用弁償3万9,000円は、安国保育所への零歳児入所の増により、10月から新たに嘱託職員を配置したことによる通勤手当分の追加であります。備品購入費33万6,000円は、平成8年に購入した南保育所の冷凍庫が老朽化により故障したため、更新するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費、1、医科診療所運営事業233万4,000円につきましては、生田原診療所に係る平成24年度下半期、平成25年度上半期の運営費が確定したことによる追加であります。2、歯科診療所運営事業781万2,000円につきましては、丸瀬布歯科診療所及び白滝歯科診療所の診療報酬の増加に伴う委託料の追加であり、財源については、全額、診療所使用料であります。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業302万2,000円につきましては、冬期間におけるエゾシカ捕獲を推進するため、囲いわなを実施するとともに、狩猟による捕獲に対して運搬費等を助成するものであります。財源については、道支出金60万円であります。エゾシカ総合対策報償費17万7,000円は、エゾシカの総合的な保護、管理について専門的な知見を得るため、大学等の研究者を3回招聘するものです。消耗品費9万9,000円は囲いわな設置用、手数料90万2,000円は新たな取り組みとして、狩猟期間のうち、冬季に捕獲したエゾシカの処理に係る運搬費と化製場処理料を負担するものです。エゾシカ囲いわな捕獲支援業務委託料48万5,000円は囲いわなの餌まき、捕獲支援、資料作成など、エゾシカ囲いわな設置等業務委託料39万9,000円は囲いわなの設置、撤去に係る費用。原材料費126万6,000円は、囲いわな製作用のネット、パネル、ゲート等の資材代、備品購入費14万4,000円は囲いわなの状況を映像により監視するためのカメラ、モニター、ケーブルなど、有害鳥獣駆除事業補助金45万円の減額は丸瀬布平和山公園で囲いわなによる捕獲事業を実施することから、当初計画していた駆除事業を中止するものであります。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業338万円につきましては、遠軽町商工業振興条例に基づく高度化事業に対する補助及び国の事業採択を受けた街路灯改修事業に対する補助であります。商工業振興補助金99万7,000円は、3件の事業実施に伴う不足額の追加であります。1件目は岩見通南2丁目振興会が実施します街路灯9基へのLED電飾設置等、福祉センター横へのイルミネーション設置に対し、工事費101万9,000円の3割、30万6,000円の助成であります。2件目は、遠軽料飲店組合が実施しますゆうあい通り歓迎アーチ4基へのLED電飾設置に対し、工事費131万9,000円の3割、39万6,000円の助成であります。3件目は、丸瀬布地域への店舗近代化工事に対する30万9,000円の助成であります。次に、商店街街路灯整備事業補助金238万3,000円は、遠軽町商店街振興会連合会が国の3分の2の補助を受けて実施します街路灯26基のLED化改修工事652万5,000円に対し、国の補助を差し引いた残り238万3,000円を補助するものであります。

8款土木費6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業304万5,000円に

《平成25年12月10日》

つきましては、本年1月、道営住宅中央団地で火災が発生し、1棟6戸のうち1戸の内部が損傷したため、内部の復旧工事を行うものです。財源は、全額道支出金であります。

10款教育費3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業162万8,000円につきましては、安国中学校で、平成26年度から新たに自閉症、情緒障がい特別支援学級が必要となるため、現在言語教室として使用している2階の教室を分割し、それぞれ使用できるように改修工事を行うものであります。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費99万7,000円につきましては、給食担当職員の休暇増に伴い、臨時職員賃金に1,120時間分を追加するものであります。

5項幼稚園費1目幼稚園費、幼稚園就園奨励事業39万9,000円につきましては、対象園児の階層区分の変動による追加であります。財源については、国庫支出金10万円であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育各種大会参加費補助事業50万円につきましては、東京都で開催される全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会に南小学校が出場することにより、社会教育振興補助金に不足が生じるため追加するものであります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費50万円につきましては、夏期のスポーツ合宿が例年より多かったため、冬期間の合宿助成に不足が見込まれることから、社会体育振興補助金に50万円を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税5,004万5,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

13款使用料及び手数料1項使用料3目保健衛生使用料781万2,000円につきましては、丸瀬布歯科診療所及び白滝歯科診療所に係る診療所使用料の追加であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金81万2,000円につきましては、児童福祉費負担金の追加であり、児童数の増及び対象区分の変更によるものです。

2項国庫補助金5目教育費国庫補助金10万円につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の追加であり、対象園児の階層区分の変動によるものです。

3項委託金2目民生費委託金42万円につきましては、国民年金事務委託金の追加であり、国民年金のシステム改修に係るものです。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金24万6,000円につきましては、児童福祉費負担金の追加であり、児童数の増及び対象区分の変更によるものです。

2目土木費道負担金304万5,000円につきましては、道営住宅指定管理者制度負担金の追加であり、中央団地被災住戸の復旧工事に係るものです。

《平成25年12月10日》



2項道補助金5目農林水産業費道補助金、1、地域づくり総合交付金70万円につきましては、エゾシカの捕獲目標数に対する補助であります。歳出については、当初予算で計上しております有害鳥獣駆除報償金に充当いたします。2、エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金60万円につきましては、エゾシカ囲いわなの実施による補助であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金249万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、学田2丁目庄田幸二様から3万円、2条通北2丁目佐竹敏博様及び1条通北6丁目佐竹信敏様から5万円、西町2丁目山崎一江様から100万円、南町3丁目坂本正俊様から50万円、社会福祉振興資金として、生田原井村トヨ子様から5万円、西町2丁目石山秀雄様から3万円、遠軽ライオンズクラブ様から10万円、リズムダンスレディース様から3万円、水穂橋本勝様から5万円、匿名希望者様から50万円、文化振興資金として、1条通南1丁目海野紗千子様から5万円、減債資金として、生田原多賀憲雄様から10万円。

次に、3目ふるさと納税寄附金48万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、東京都伊藤憲治様から5,000円、東京都小島正裕様から5,000円、東京都渡辺武志様から5,000円、鹿児島県沖元佑介様から5,000円、静岡県岩田幸三様から5,000円、千葉県鈴木一義様から5,000円、旭川市大泉博貴様から5,000円、このほか、匿名希望者様58名から合わせて43万5,000円。教育振興資金として、東京都小澤晴夫様から1万円、以上、寄附金がありましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

21款町債1項町債9目総務債970万円につきましては、庁舎改修に係る事業債であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第15号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,517万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,360万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

《平成25年12月10日》

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に358万1,000円追加し、総額を6,832万9,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に3,159万6,000円追加し、総額を3,383万円とするものです。

これによりまして、歳入合計26億7,842万3,000円に3,517万7,000円追加し、総額を27億1,360万円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費につきましては、3項運営協議会費に1万円追加、4項特別対策事業費に14万3,000円追加し、総額を5,403万1,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費に9万6,000円追加、2項高額療養費に348万5,000円追加し、総額を18億6,123万8,000円とするものです。

8款保健事業費につきましては、2項特定健診審査等事業費に13万6,000円追加し、総額を1,692万1,000円とするものです。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,130万7,000円追加し、総額を3,340万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計26億7,842万3,000円に3,517万7,000円追加し、総額を歳入歳出同額の27億1,360万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費3項運営協議会費1目運営協議会費、旅費1万円につきましては、国保運営協議会に出席する生田原、丸瀬布、白滝からの委員の費用弁償分予算に不足が見込まれるための追加であります。同じく、1款4項特別対策事業費1目特別対策事業費、備品購入費14万3,000円につきましては、レセプト点検時の誤認防止対策とのぞき見防止対策のための追加であります。

2款保険給付費1項療養諸費4目退職被保険者等療養費、退職被保険者等療養費9万6,000円につきましては、療養給付費の増加により予算に不足が見込まれるための追加であります。

同じく、2款2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額療養費348万5,000円につきましては、高額療養費給付費の増加により、予算に不足が見込まれるための追加であります。

8款保健事業費2項特定健診審査等事業費1目特定健康審査等事業費、備品購入費13

《平成25年12月10日》

万6,000円につきましては、事業用端末のOSがXPから7に変更されることに伴う機器の更新のための追加であります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金、償還金利子及び割引料3,130万7,000円につきましては、平成24年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金及び国民健康保健被療養給付費等負担金の概算交付に対する超過交付分の返還のための追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

## 2、歳入。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金358万1,000円につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費の増額が見込まれるための追加であります。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金3,159万6,000円につきましては、前年度繰越金の精査による追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、14ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、22ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、24ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、26ページから35ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 13款使用料及び手数料、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、債務負担行為補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款保険給付費、12ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款保健事業費、16ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款諸支出金、18ページから19ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会とします。

午後 1時08分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 今 村 剛 毅

署 名 議 員 阿 部 君 枝